

令和7年度 飲酒運転撲滅運動推進事業 事業計画書

1 目的

飲酒運転撲滅を訴える啓発行事を始めとする年間を通した啓発活動の実施により、飲酒運転撲滅条例の周知を図るとともに、飲酒運転は犯罪であることを強く訴え、県民の飲酒運転撲滅気運の更なる高揚を図る。

2 本事業における重点広報事項

- 「飲酒運転は、絶対しない！させない！許さない！そして、見逃さない！」という県民意識を醸成する。
- 本県の全国初の罰則付き飲酒運転撲滅条例により、飲酒運転を見掛けた際の警察官への通報が義務となっていることなどの条例の内容を周知する。
- 条例により、「飲酒運転撲滅宣言企業」及び「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録制度をはじめとした事業所の責務等について周知する。
- 県民一人一人に飲酒運転の悪質性・危険性を強く訴え、飲酒運転撲滅の気運の高揚を図り、全国ワースト上位脱却を目指す。
- いわゆる「残り酒」による飲酒運転も防いでいくため、適正飲酒の知識等を啓発する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 予算限度額

6,069,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業概要

飲酒運転撲滅の日（毎月25日）、飲酒運転撲滅週間（8月25日～8月31日）、飲酒運転撲滅キャンペーン（8月25日～12月31日）及び飲酒運転撲滅強化月間（8月、2月）に合わせた啓発を実施するとともに、若年者対策や飲酒運転を見かけた際の110番通報義務の周知をはじめ、飲酒運転の撲滅に向けて徹底的に取り組む。

- (1) 飲酒運転撲滅の日（毎月25日）の啓発イベント等の実施
- (2) 飲酒運転撲滅県民大会（8月25日）の実施
- (3) 飲酒運転撲滅強化月間（8月、2月）の啓発イベント等の実施
- (4) 生命（いのち）のメッセージ展の実施
- (5) 各種啓発資材の制作・送付

6 業務内容

(1) 飲酒運転撲滅の日（毎月25日）の啓発イベントの実施

- ・毎月25日は県が定める「飲酒運転撲滅の日」であるため、契約期間中の毎月25日（8月25日を除く。）に、県内1か所以上で啓発イベント（啓発物の配布又は広報含む）を企画し、実施すること。
- ・実施日は、原則として毎月25日とするが、25日の前後や飲酒の機会が増える時期（年末年始、はたちの集い、花見、歓送迎会等）を捉えた日程での実施も可能である。
- ・啓発地域は、県内4地区（北九州、福岡、筑後、筑豊）とし、各地区必ず1回以上実施すること。なお、県内全域を対象とした、広報等であれば、県内4地区での啓発イベントの実施とみなす。
- ・実施内容の企画、実施場所の確保、出演者の選定、広報、イベント傷害保険への加入、当日運営等、実施に当たり必要な業務は全て受注者で行うこと。
- ・実施に当たり発生する費用は、全て受注者で負担すること。
- ・実施に当たっては、発注者と十分に協議するものとし、発注者の求めに応じて、企画案、シナリオ、実施体制等必要な資料を随時提出すること。
- ・効果的な広報啓発のため、集客の見込めるイベント内容、実施場所（商業施設、駅前広場、道の駅等）、広報等について、具体的に提案すること。

(2) 飲酒運転撲滅県民大会（8月25日）の実施

- ・悲惨な事故の記憶を風化させず、「飲酒運転のない社会」の実現を誓う県民大会を企画し、実施すること。
- ・県民大会の様子を撮影し、できる限り速やかに発注者の公式YouTubeチャンネル「福岡県飲酒運転撲滅チャンネル」に掲載すること。
掲載動画は、発注者の指示に従い編集（字幕、パワーポイント、映像、テロップ等の追加、40分程度への編集を含む）すること。撮影に必要な機材については、受注者が配備・管理をすること。
- ・県民大会の所要時間は1時間30分程度を想定
※令和6年度の所要時間は1時間25分（11：40～13：05）
- ・県民大会では、以下の①～⑤を実施すること。
 - ①飲酒運転ゼロの福岡県の実現を誓う黙とう
（確実に、午後0時から1分間の黙とうを実施）
 - ②飲酒運転撲滅活動功労者表彰受賞者の紹介・表彰式
受賞者の選定、表彰状・トロフィーの準備は発注者が行う。
 - ③北九州市内の飲酒運転撲滅に関する取組の紹介
取組の紹介の内容調整については、発注者が行い、その後の取組を紹介する出演者との調整は受注者が行うこと。
当日の謝金及び旅費等必要な経費は受注者が負担すること。
 - ④被害者遺族からのメッセージ発信
被害者遺族への依頼、協議は発注者が行う。
当日の謝金及び旅費等必要な経費は受注者が負担すること。

⑤若者と連携したプログラムの実施（提案事項）

（ア）若者による（高校生等を想定）飲酒運転撲滅宣言の調整を行うこと。

（イ）その他若者と連携したプログラムを企画・実施すること。

内容については、発注者と協議の上、決定すること。

実施内容の企画、出演者の選定、広報、イベント傷害保険への加入、当日運営、会場で使用する備品の準備等、実施に当たり必要な業務は全て受注者で行うこと。

- ・全体の進行管理・連絡調整は受注者において行うこと。
- ・県民大会は、黒崎ひびしんホール（北九州市八幡西区）において実施すること。
- ・会場の確保は発注者が行う。
- ・会場使用料のほか、ステージの吊り看板や座席案内表示等を含め、会場に係る費用については、受注者が負担する。
- ・その他実施に当たり発生する費用は、手話通訳・要約筆記に係る費用を除き、全て受注者で負担すること。
- ・実施に当たっては、発注者と十分に協議するものとし、発注者の求めに応じ、企画案、シナリオ、実施体制等必要な資料を随時提出すること。なお、シナリオの初稿は7月中旬までに発注者へ提出すること。
- ・飲酒運転撲滅県民大会の開催告知用チラシのデータを発注者と協議の上で作成し、8月上旬までに発注者へ提供すること。
- ・県民の飲酒運転撲滅意識の定着を図るため、事業の趣旨に沿った内容（演目、出演者、司会者等）を具体的に提案すること。

(3) 飲酒運転撲滅強化月間（8月、2月）の啓発イベント等の実施

- ・飲酒運転撲滅キャンペーンを開始する8月及び男子高校生2人の尊い命を奪った飲酒運転事故（平成23年2月9日）が発生した2月を強化月間として、啓発イベント（啓発物の配布又は広報含む）を企画・実施するとともに、ドライバーへのラジオCMを制作し、8月及び2月の出勤・退勤時間帯に放送すること（月10回以上放送すること。）。
- ・実施内容の企画、実施場所の確保、出演者の選定、広報、イベント傷害保険への加入、当日運営等、実施に当たり必要な業務は全て受注者で行うこと。
- ・実施に当たり発生する費用は、全て受注者で負担すること。
- ・実施に当たっては、発注者と十分に協議するものとし、発注者の求めに応じ、企画案、シナリオ、実施体制等必要な資料を随時提出すること。
- ・8月については、飲酒運転撲滅県民大会及び飲酒運転「ゼロ」を誓う黙とうに関するラジオ広報のほか、周知啓発について具体的に提案すること。
- ・2月については、効果的な広報啓発のため、ラジオ広報のほか、集客の見込めるイベント等内容、実施場所（商業施設、駅前広場、道の駅等）について、具体的に提案すること。

(4) 生命（いのち）のメッセージ展の実施

- ・交通事故などで亡くなられた方の等身大パネルや写真・靴などの遺品を展示するパネル展を実施するに当たり、運営を補助すること。

- ・展示物と会場は発注者が確保し、借上費用も発注者が負担する。
- ・受注者は、県庁ロビーで展示を行う 2 月 12 日～18 日（予定）において、展示物の設営及び管理をすること。なお、1 日当たりの展示及び設営時間は 9:00～17:00 とし、管理は 2 人体制とすること。
- ・展示物は、盗難・散逸しないよう管理すること。1 日の展示終了後に確実に倉庫等に保管の上、翌日の展示開始時間までに再度配置すること。
- ・実施に当たっては、発注者と十分に協議するものとし、発注者の求めに応じて、実施体制等必要な資料を随時提出すること。

(5) 各種啓発資材の制作・送付

- ・飲酒運転撲滅に関する啓発物を制作、送付すること。具体的な送付時期、送付先及び送付数は改めて発注者が指示するものとする。なお、後日各啓発物デザインの PDF データおよび ai データを発注者へ納入すること。

①ポケットティッシュ 32, 000 個

（仕様：差込 4 C）

発注者の原稿に基づいて作成すること。

②飲酒運転撲滅啓発チラシ 20, 000 枚

（仕様：A4（4+4）C、再生コート 90 kg）

発注者の原稿に基づいて作成すること。 ※一部修正有

③若者向けリーフレット（コミックブック）：64, 000 部

（仕様：B6 コート紙 90 k カラー 4+4 色 中綴じ 8 ページ）

発注者の原稿に基づいて作成すること。 ※一部修正有

④飲酒運転撲滅啓発チラシ・ポスター

発注者の指示に基づき、作成すること。 ※②と別途作成

- ・チラシ 20, 000 枚

（仕様：A4（4+4）C、再生コート 90 kg）

- ・ポスター 2, 500 枚

（仕様：B3、再生コート 110 kg）

(6) 業務報告

毎月 1 回以上発注者と協議することとし、発注者の求めに応じて業務遂行状況等について書面作成の上、報告すること。

(7) その他

- ・ イベント等にあたり、以下の物品は発注者から提供することができる。
 - ① のぼり旗（土台含む。）：4セット
 - ② 飲酒状態体験ゴーグル：1セット
 - ③ 「償いのメッセージ」パネル：1セット
- ・ 事業実施にあたっては、県の飲酒運転撲滅シンボルマーク（ハンドルマーク）を使用すること。

（シンボルマーク）



7 提案にあたっての留意事項

- ・ 発注者が期待する内容を十分理解の上、妥当性があり、実現可能な提案を行うこと。

飲酒事故の現状や条例の趣旨を捉えた啓発が盛り込まれている
多くの県民に飲酒運転の撲滅を呼び掛けることができる など

8 発注者

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県人づくり・県民生活部生活安全課内
交通事故をなくす福岡県県民運動本部
本部長 福岡県知事 服部 誠太郎

9 事業に関する問合せ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課内
交通事故をなくす福岡県県民運動本部 事務局
担当 中島
電 話 092-643-3167
FAX 092-643-3169
担当者メールアドレス：anzen@pref.fukuoka.lg.jp